

在宅診療設備整備事業概要

(西海市在宅医療体制整備事業補助金)

【補助対象者】

- すでに在宅診療に取り組んでいる医療機関で、取り組みの拡充、対応患者数の増加等の取り組みの拡充計画がある病院または診療所
- 新たに在宅診療の計画をされている病院または診療所

【対象経費】

訪問診療・往診の開始または取り組みの拡充に要する次の経費

- 医療機器整備費
(例：ポータブル心電図、ポータブルエコー、ポータブルX線撮影装置など)
- 情報機器整備費
(例：タブレット端末など)

※上記のいずれも、原則として据置型・消耗品を除く。

【補助率】

3分の2以内 ← 県 1/3、市 1/3、医療機関 1/3

【補助事業額】

補助対象経費の上限額 3,500 千円
補助金の上限額 2,333 千円
(3,500 千円×2/3=2,333 千円)

【事業期間】

令和4年度～令和6年度

※実施年度の前年に調査票により意向をお伝えください。